

平成 26 年度短期外国出張者報告書簡（第 4 回）

氏名 林 啓治郎	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事	派遣先 ドイツ マックスプランク研究所
提出書面		
平成 27 年 7 月 31 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 27 年 7 月 1 日～同月 31 日）		
<p>7月 1 日～ 3 日 Training Course (Boehmert&Boemert)</p> <p>5 日～ 9 日 Wien での研究（裁判所, 法律事務所, 特許庁）</p> <p>10 日 Vossius & Partner 訪問</p> <p>12 日～15 日 Zürich, Bern, St. Gallen での研究（裁判所, 法律事務所）</p> <p>16 日 Unitary Patent and Unified Patent Court 2015 (EPO)</p> <p>20 日～22 日 ミュンヘン地裁, 連邦特許裁判所での手続傍聴等</p> <p>23 日 TaylorWessing 訪問</p> <p>25 日～30 日 London での研究（裁判所, 法律事務所）</p> <p>31 日 Prof. Dietmar Harhoff と面会（マックスプランク研究所）</p>		
キーワード欄		
<ul style="list-style-type: none">マックスプランク研究所, ホフマンアイトレ事務所における日頃の研究ミュンヘン地裁, 連邦特許裁判所での手続傍聴, インタビュー法律事務所でのインタビューWien, Zürich・Bern・St. Gallen, London での研究（裁判所, 法律事務所, 特許庁）		

平成27年7月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度短期外国出張者

(ドイツ・マックスプランク研究所)

大阪地方裁判所 判事 林 啓治郎

報告書簡（第4回）

平成27年7月1日から同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 マックスプランク研究所 (Max Planck Institute for Innovation and Competition) での研究

1 日頃の通所

訪問等の予定が入っている日であっても、合間の時間帯を見つけ、こまめに通所するよう心掛けた。

2 Directorとの面会

16日、UPCのシンポジウムの際、Prof. Dr. Drexelにお会いし、ご挨拶を申し上げた。

31日、Prof. Dietmar Harhoffと面会し、特許関係訴訟のコストに関するご研究について、インタビューを行った。

第2 ホフマンアイトレ事務所 (Hoffmann Eitle) での研究

裁判所での手続傍聴の準備として、事件記録を検討した。

第3 ミュンヘン地裁, 連邦特許裁判所, 法律事務所訪問

1 ミュンヘン地裁 (20日, 22日)

20日, Dr. Matthias Zigann裁判長 (7部) と面会し, 査察命令, 損害額の算定等につき, インタビューを行った。

22日, 損害額の算定が争点となる特許関係訴訟の早期口頭弁論 (21部) を傍聴した。Reporting Judgeが当事者の了解を得た上でmediationに準じた手続を行った。当事者間の合意には至らず, 書面の提出期限が定められた。

2 連邦特許裁判所 (21日)

疾患により脆くなつた骨の補強に関する特許の無効確認訴訟の手続を傍聴。昼休みに被告側の弁護士, 弁理士, 会社担当者が, 昼食をとりながら, 訂正のクレームを手書きで作成し, 午後にクレームの訂正を求めた。訂正後のクレームも審理の対象とされたが, 最終的には, 特許を無効とする旨の判決が言い渡された。

手続開始前の約30分間, Rainer Engels裁判長と意見交換を行つた。

3 法律事務所

10日, Vossius & Partnerにて, Dr. Johann Pitzと, 23日, TaylorWessingにて, Dr. Christian Lederer等と, それぞれ面会し, 査察命令, 損害額の算定等につき, インタビューを行つた。

第4 シンポジウム, セミナー等への参加

Training Course (Boehmert&Boemert, 1日～3日)

Unitary Patent and Unified Patent Court 2015 (EP0, 16日)

ミュンヘン知財勉強会の歓送迎会 (22日)

判例研究会, プロダクト・バイ・プロセス・クレーム (EP0, 24日)

第5 Wien, Zürich・Bern・St. Gallen, Londonでの研究

各国の司法制度, 特許関係訴訟手続の概要につき, 説明を受けた。時間の許す範囲内で, 査察命令に類する制度の有無・内容, 損害額の算定等につき, インタビューを行つた。

1 Wien

Gassauer-Fleissner Rechtsanwälte GMBH (6日～8日。Dr. Christian Gassauer-Fleissner等と面会。)

Österreichisches patentamt (6日。Mr. Johannes Werner等と面会。)

Vienna Court of Appeal (6日。Reinhard Hinger裁判長と面会。)

Commercial Courtでの手続傍聴 (7日, 8日)

2 Zürich・Bern・St. Gallen

Meyerlustennberger Lachenal (13日。Dr. Michael Ritscher等と面会。)

Odergericht des Kantons Bern (13日。Christine Pfister Hadorn裁判官等と面会。)

Bundespatentgericht (14日。Dr. Dieter Brändleと面会。)

3 London

Supreme Courtでの手続傍聴等 (27日, 29日。Lady Hale裁判長)

Patent Courtでの手続傍聴 (27日, 28日。Mr. Justice Birss裁判長等)

Royal Courts of Justice訪問 (27日, 28日)

ホフマンアイトレ事務所訪問 (28日。Dr. Mark Jones等と面会。)

Bristows訪問 (29日。Edward Nodder弁護士等と面会。)

Simon LofthouseQCと面会 (29日)

第6 その他

おかげ様で、家族共々、元気にすごしています。

今後とも、皆様より、ご指導とご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

以上